

生活指導基本方針及び年間計画

1 基本的な考え方

生活指導は、一人一人の児童の人格を尊重し、個性を生かしながら、社会的資質や行動力を高められるように指導、支援することである。全教育活動を通して生命尊重及び人権尊重の態度を育成する人間尊重の教育を全教職員で指導する。

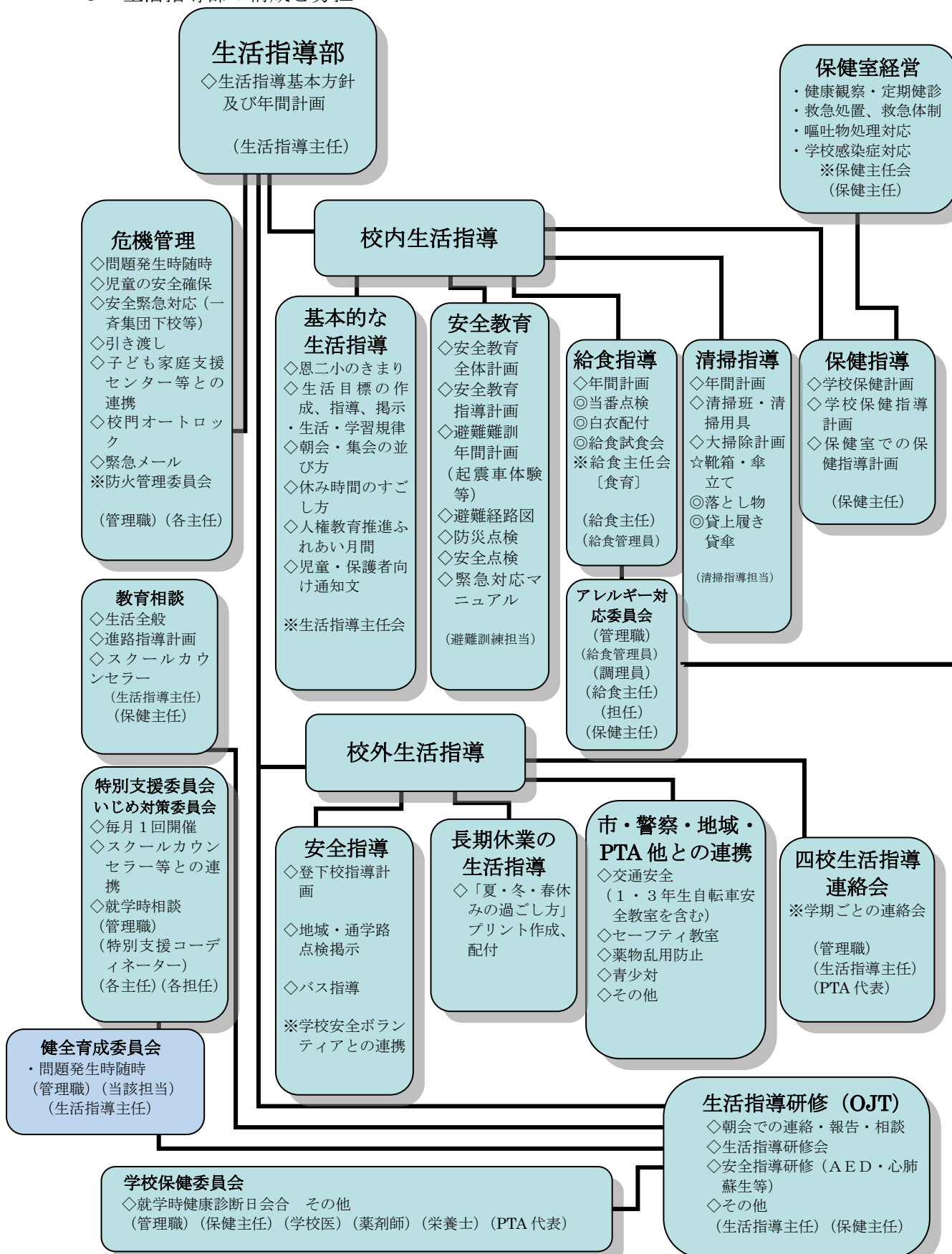
自尊感情を高める温かい学校・学級づくりを目指し、基本的生活習慣を徹底し、個に対する組織的な指導を充実させる。他者への思いやりの心や協調性を育てるとともに、規範意識や善悪の判断力などを身に付けられるようにする。

また、平成23年3月11日の東日本大震災の教訓を生かし、常に安全教育について改善を図り、安全対策に万全を期し、児童が自ら安全について考え、判断し、行動できるよう指導、支援を強化する。

2 指導の重点

- ① 自分自身と他者の生命と人権を尊重し、守れる児童の育成を図る。
- ② 児童が自らたくましく伸びようとする力を育てるとともに、明確な目的意識をもたせて日々の学校生活に取り組みせ、自尊感情を高め、互いの良さを認め温かい声かけのできる包容力のある学校づくりを進める。
- ③ 基本的生活習慣の指導を通して、生活規律及び学習規律を身に付けられるようにする。
- ④ 全教職員が生活指導についての共通理解・認識をもち、共通実践・指導ができるようにするとともに、学校と家庭・地域との密接な連携を図る。
- ⑤ 人権尊重の精神を基に偏見や差別をなくし、ふれあい月間の取組を生かし、いじめのない安心できる学校づくりのために、全教職員が常に危機意識をもって指導にあたる。ふれあい月間での取り組みを生かし、家庭・地域社会及び関連諸機関と厳密に連携し、組織的に迅速かついい教育相談体制を確立する。
- ⑥ 学校内外におけるルールやマナー、バス通学など登下校の指導を通して、規範意識、社会性を培う。
- ⑦ 安全教育指導計画に基づき、学級指導や避難訓練、セーフティ教室、薬物乱用防止教室、集団下校等を通して、自分から危険を見つけて回避する能力を身に付けられるようにする。また、登下校指導を学期の始めに行い、保護者・地域・学校安全ボランティア等との連携を図り、児童の安全を守ることにに関する情報の共有化を図り、児童の安全確保に努める体制を一層充実させる。
- ⑧ 東日本大震災から得た教訓を生かし、地震による避難訓練の見直しをするとともに、保護者・地域との連携を図る引き取り訓練や煙体験を工夫して実施する。
- ⑨ 年間を通して食育に力を入れ、地域の自然の豊かさと生命尊重について正しい理解を深める。健康管理や健康維持に取り組むことのできる児童の育成を目指す。栄養に関心をもち、健康について正しい理解を深める。
- ⑩ 清掃・委員会・集会活動での縦割り班活動を充実させ異年齢交流を図り、子供同士のかかわりを深め、温かい人間関係を育て自己有用感を高める。
- ⑪ 特別支援教育について継続的に保護者に周知し、コーディネーターを中心に臨床心理士等による巡回相談や面談等人的財産の効果的な活用を図る。また、個別の教育支援計画の作成や定期的な校内委員会の実施を通して、情報の共有化を図り、保護者のニーズに応じた対応を組織的に行う。
- ⑫ 進路指導全体計画及び年間指導計画に基づいて、各教科・総合的な学習の時間等を通し、望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付ける。

3 生活指導部の構成と分担



生活指導の主な内容と仕事分担

生活指導部

生活指導の主な内容

〔1〕校内生活指導

（1）基本的な生活指導

①人権尊重の精神を養う指導

学校生活全般を通し、常に人権教育を推進していく。人権教育強化月間には、具体的な指導を計画し実施する。（全校朝会での呼びかけ、人権教育チェックシートの活用、その他）

②「恩二小のきまり」

「恩二小のきまり」を基本にして、きまりを守って行動できる児童の育成を目指し、指導の徹底を図る。

③「基本的な生活習慣の指導」

「生活指導年間計画」に沿って、年間を通した7つの目標について、年間を通して指導に取り組む。（「通年通した7つの目標」を各学年教室、特別教室などに掲示する。）

（2）安全教育

①「安全教育プログラム」を参考にして安全教育全体計画を作成し、実施する。

②「安全教育全体計画」を基にして安全教育指導計画を作成し、実施する。

ア下校指導等を通して緊急避難時に児童が安全かつ速やかに下校できるよう、指導する。

イ「避難訓練年間計画」を作成し、毎月避難訓練を実施する。避難行動の基本を身に付けられるようにし、避難場所、避難経路を覚えられるようにする。

ウ 毎月の安全指導の日を指導日として、安全についての指導を徹底する。

③ 計画に基づき、安全点検を実施する。

（3）給食指導

①「給食指導年間計画」を作成し、指導する。

②「給食当番点検表」を作成し、給食配膳時に点検、記録する。

③ 白衣の管理、配布を行う。

④ 給食試食会を行う。

⑤ 食物アレルギー対応委員会による、食物アレルギーのある児童への対応。

（4）清掃指導

① 年間計画に沿って、指導、実施する。

② 落とし物の保管について全校児童に提示する。

③ 「貸し上履き」「親切傘」の管理・確認をする。

（5）保健指導

「保健指導年間計画」に従い、指導、実施する。

〔2〕校外生活指導

（1）安全指導

① 登下校指導計画、バス班名簿の作成をする。

② 年に1回、「地域・通学路安全点検」を実施する。

③ バスを利用するときのきまりを指導する。

（2）長期休業の生活指導

①夏季・冬季・春季休業における生活について、健康・安全に留意し、有意義に過ごすことができるよう文書を作成し学期末保護者会で配付する。

（3）市・警察・地域・PTA他との連携

① 1, 3, 5 学年対象の「交通安全教室」「自転車交通安全教室」等を計画、実施する。

② 「セーフティ教室」を実施し、実践的な安全、防犯指導を行う。

③ 「八王子市青少年対策地区委員会」等との連携。

(4)「恩方中学校区 四校生活指導連絡会」

恩方第一小、元木小、恩方中、各 PTA、民生児童委員、青少対委員等、関係諸機関との連絡会をもち、地域の生活指導について話し合う。

〔3〕危機管理

① 問題発生時の対応

関係担任から生活指導部に報告してもらい、管理職、担任、生活指導部で話し合い、指導の方向付けをする。場合によっては、全体で話し合いの場をもつ。

② 児童の安全確保・安全緊急対応

緊急対応マニュアルに沿い「天候等による緊急時」「大雨等による避難指示発令時・大地震発生時」「休校」「学年閉鎖」「学級閉鎖」など随時、適切に判断し、管理職、養護教諭、学校医、近隣校との連携を含め、ホームページ、マチコミメール (PTA)、ホームアンドスクールなど使用し、安全かつ速やかに対応する。

〔4〕教育相談

配慮を要する児童について適切な指導を行うために相談の窓口となり、児童理解を深め、個に応じた指導や支援を具体的に進めていく。また、スクールカウンセラーとの連携を行う。

〔5〕特別支援委員会

- ① 毎月 1 回、開催し、特別支援対象児童の指導の充実を図る。
- ② スクールカウンセラーと担任・保護者との相談の日程などを調整する。
- ③ 就学時健康診断での教育相談を受け、適切に対応する。
- ④ 特別支援教室での指導について確認する。

〔6〕生活指導研修会

- ① 生活指導研修会 (年 3 回、学期に 1 回) 生活指導研修会を開きいじめについての研修を行う。

〔7〕いじめ対策委員会

- ① いじめ防止対策として、いじめや深刻ないじめが発生しないように委員会を立ち上げ、いじめ防止に取り組む。
- ② 委員会のメンバーは、全教員とする。スクールカウンセラーも含む
- ③ 毎週火曜日、6 校時に連絡・報告・相談
いじめに関する心配のある児童について、全教職員で共通理解し、共通に指導ができるようにする。同時に各学級の児童の様子について報告、情報共有をする。
- ④ 緊急性の高いいじめが確認された場合、すぐに委員会を開き今後の対策を決め、教職員間で共通理解のもと、共通に指導ができるようにする。
- ⑤ 児童の様子について、教職員間で共通理解のもと、共通に指導ができるようにする。また、月目標及び生活指導面についての話し合いをもち、よりよい指導を考え、いじめにつながらないように情報を共有する。